

横須賀市報

第1824号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規則

- ◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則中一部改正..... 14845
- ◇医療費助成条例施行規則中一部改正..... //
- ◇旅館業法等施行取扱規則中一部改正..... //
- ◇公衆浴場法等施行取扱規則中一部改正..... 14846
- ◇建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正..... //
- ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正..... 14847
- ◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則中一部改正..... 14848
- ◇長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正..... 14849
- ◇都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正..... 14850
- ◇横須賀市給食条例の一部の施行期日を定める規則..... 14852
- 告示**
- ◇指定代理納付者の指定について..... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定について..... 14853
- ◇除却広告物の保管について..... //
- ◇放置自転車等の移動について..... //
- 公告**
- ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達..... 14854
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達..... 14855
- ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達..... //
- ◇開発行為の工事完了について..... //
- ◇インフルエンザの予防接種について..... //
- ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について..... //
- ◇農用地利用集積計画について..... //
- 上下水道局告示**
- ◇指定下水道工事店の代表者の変更について..... 14856
- 教育委員会告示**
- ◇横須賀市生涯学習センターの一部の供用の休止について..... //
- ◇教育委員会定例会の招集について..... //
- 選挙管理委員会告示**
- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について..... //
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について..... //
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について..... //

規則

横須賀市規則第109号

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年横

須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の表法別表第2の10の項の項中「特例障害児通所給付費、特例障害児通所給付費」を「特例障害児通所給付費」に改め、同表法別表第2の14の項の項中「若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する」を「又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する」に改め、同表法別表第2の27の項の項中「第3号」を「第4号」に、「同条第4号から第7号まで、第9号及び第10号」を「同条第5号から第8号まで、第10号及び第11号」に改め、同表法別表第2の94の項の項中「第23号」を「第24号」に改め、同表法別表第1の59の項の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施」に改め、同表第1条第2号の項中

(4) 助成に係る児童に係る国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する情報

(5) 助成に係る児童が属する世帯に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(6) 助成に係る児童が属する世帯に係る外国人保護実施関係情報

を

(4) 助成に係る児童を養育している者に係る市民税等関係情報

(5) 助成に係る児童に係る国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する情報

(6) 助成に係る児童が属する世帯に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(7) 助成に係る児童が属する世帯に係る外国人保護実施関係情報

に

改める。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第110号

医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上地 克明

医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
医療費助成条例施行規則（昭和47年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（同条第1項第7号に係る者を除く。）」を削り、「市長が必要と認める」を「次に掲げる」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、同条第1項第5号及び第6号に該当している者に係る受給資格者が申請書を提出する場合であって、第2号に掲げる書類により証すべき事項を公簿等により確認することができるときは、同号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 受給資格者であることを証する書類
- (2) 受給資格者の所得の状況を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第111号

旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則
旅館業法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第7号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素の量にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法

(5) 大腸菌 特定酵素基質培地法

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素の量にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第112号

公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則

公衆浴場法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項各号列記以外の部分及び第3号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素の量にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法

(5) 大腸菌 特定酵素基質培地法

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素の量にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第113号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則

の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イを削り、同号ウを同号イとする。

第4条第1項中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改める。

第1号様式を削る。

第1号様式の2中

年月日	
(あて先)横須賀市長	
申請者	住所
	氏名
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	電話

を

年月日	
(あて先)横須賀市長	
申請者	住所
	氏名
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	電話
建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定により、計画変更の認定を申請します。	

に

改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式中

年月日	
(あて先)横須賀市長	
届出者	住所
	氏名
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	電話

を

年月日	
(あて先)横須賀市長	
届出者	住所
	氏名
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	電話
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則第9条第1項の規定により届け出ます。	

に

改める。

第7号様式中「(第11条第1号関係)」を「(第11条関係)」に、

年月日	
(あて先)横須賀市長	
認定事業者	住所
	氏名
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	電話

を

年月日	
(あて先)横須賀市長	
認定事業者	住所
	氏名
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	電話
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則第11条第1号の規定により報告します。	

に

改める。

第8号様式中「(第11条第2号関係)」を「(第11条関係)」

に、

年月日

(あて先)横須賀市長

認定事業者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日

(あて先)横須賀市長

認定事業者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則第11条第2号の規定により報告します。

に

改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第114号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則(平成27年横須賀市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イを次のように改める。

イ その他市長が必要と認める図書

第4条第1項中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改める。

第1号様式を削る。

第1号様式の2中

年月日

(あて先)横須賀市長

申請者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日

(あて先)横須賀市長

申請者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定により、計画変更の認定を申請します。

に

改め、同様式を第1号様式とする。
第4号様式中

年月日

(あて先)横須賀市長

申請者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日

(あて先)横須賀市長

申請者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定により、認定を申請します。

に

改める。

第7号様式中「(第8条関係)」を「(第8条第1項関係)」に、

年月日

(あて先)横須賀市長

届出者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日

(あて先)横須賀市長

届出者

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則第8条第1項の規定により届け出ます。

に

改める。

第8号様式中「(第9条第1号関係)」を「(第9条関係)」に、

年月日

(あて先)横須賀市長

認定建築主等

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日
 (あて先)横須賀市長
 認定建築主等
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則第9条第1号の規定により報告します。

改める。
 第9号様式中「(第9条第2号関係)」を「(第9条関係)」に、

年月日
 (あて先)横須賀市長
 認定建築主等
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話

年月日
 (あて先)横須賀市長
 認定建築主等
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則第9条第2号の規定により報告します。

改める。
 第10号様式中「(第9条第3号関係)」を「(第9条関係)」に、

年月日
 (あて先)横須賀市長
 認定建築主等
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話

年月日
 (あて先)横須賀市長
 認定建築主等
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則第9条第3号の規定により報告します。

改める。
 附則
 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第115号
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則(平成28年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

第4条の2第1項中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改め、同条第3項中「第1号様式の3」を「第1号様式の2」に改める。

第6条第1項中「第1号様式の4」を「第1号様式の3」に改める。

第1号様式を削り、第1号様式の2を第1号様式とし、第1号様式の3を第1号様式の2とし、第1号様式の4を第1号様式の3とする。

第3号様式中「(第8条関係)」を「(第8条第1項関係)」に、

年月日
 (あて先)横須賀市長
 届出者
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話

年月日
 (あて先)横須賀市長
 届出者
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則第8条の規定により届け出ます。

改める。
 第4号様式中「(第9条第1号関係)」を「(第9条関係)」に、

年月日
 (あて先)横須賀市長
 認定建築主等
 住所
 氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話

年月日
 (あて先)横須賀市長

認定建築主等 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則第9条第1号の規定により報告します。

に

改める。

第5号様式中「(第9条第2号関係)」を「(第9条関係)」に、

年月日
(あて先)横須賀市長
認定建築主等 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日
(あて先)横須賀市長
認定建築主等 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則第9条第2号の規定により報告します。

に

改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第116号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則(平成21年横須賀市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第8号及び第9号」を「第9号及び第10号」に改め、同項第7号イを次のように改める。

イ その他市長が必要と認める図書

第2条第1項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による変更認定の申請を行う場合 変更前の認定通知書及び認定申請書の副本

第4条本文中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改める。

第7条第1項中「に、更正に係る図書の写し」を「の正本及び副本に更正を証する図書及び更正前の認定申請書の副本」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(4) 前3号に規定するときの報告以外の報告をするとき 速やかに報告書(第9号様式)を提出

第10条中「第9号様式」を「第10号様式」に改める。

第11条中「第10号様式」を「第11号様式」に改める。

第1号様式を削り、第1号様式の2を第1号様式とする。

第4号様式中

年月日
(あて先)横須賀市長
届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

を

年月日
(あて先)横須賀市長
届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第7条第1項の規定により届け出ます。

に、

更正事項	更正前	更正後
更正の理由		

を

更正事項	
適合証の変更の有無	
確認済証の変更の有無	

に

改める。

第6号様式中「(第9条第1号関係)」を「(第9条関係)」に、

年月日
(あて先)横須賀市長
認定計画実施者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

を

年月日
(あて先)横須賀市長
認定計画実施者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第9条第1号の規定により報告します。

に

改める。

第7号様式中「(第9条第2号関係)」を「(第9条関係)」に、

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

認定計画実施者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

を

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

認定計画実施者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第9条第2号の規定により報告します。

に

改める。

第8号様式中「(第9条第3号関係)」を「(第9条関係)」に、

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

報告者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

を

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

報告者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第9条第3号の規定により報告します。

に

改める。

第10号様式を第11号様式とし、第9号様式を第10号様式とし、第8号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

申請者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

を

第9号様式(第9条関係)

報 告 書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

報告者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第9条第4号の規定により報告します。

認定年月日及び認定番号	
確認年月日及び確認番号	
住 宅 の 位 置	
報 告 事 項	報 告 内 容
(事務処理欄)	

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第117号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則(平成24年横須賀市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「面積区分表(第1号様式。建築物の用途が一戸建ての住宅の場合を除く。)のほか」を削る。

第4条中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改める。

第6条第1項中「面積区分表その他」を「変更の内容を示すものとして」に改める。

第1号様式を削り、第1号様式の2を第1号様式とする。

第3号様式の2中

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
申請者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第6条第1項の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物に係る計画の変更が軽微な変更該当していることの証明を申請します。

軽微変更の概要

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更である。

変更前の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準を1割以上上回る変更で、変更後の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の低下が1割以内に収まるものである。

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(低炭素建築物新築等計画の根本的な変更を除く。)である。

軽微変更の概要

改める。
第4号様式中

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律
都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第 条第 項の規定による申請は、次の理由により取り下げます。

改める。
第6号様式中

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第9条の規定により届け出ます。

改める。
第7号様式中「(第10条関係)」を「(第10条第1項関係)」に、

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第10条第1項の規定により届け出ます。

改める。
第8号様式中

年月日

(あて先)横須賀市長

住所
届出者
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第11条の規定により届け出ます。

改める。
第9号様式中「(第12条第1号関係)」を「(第12条関係)」に、

年月日

(あて先)横須賀市長

認定建築主 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

認定建築主 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第12条第1号の規定により報告します。

改める。
第10号様式中「(第12条第2号関係)」を「(第12条関係)」に、

年月日

(あて先)横須賀市長

認定建築主 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

認定建築主 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則第12条第2号の規定により報告します。

改める。
第11号様式中

年月日

(あて先)横須賀市長

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

年月日

(あて先)横須賀市長

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

都市の低炭素化の促進に関する法律第 条第 項の規定により認定を受けた計画に係る新築等を、次の理由により取り止めるので届け出ます。

改める。
附 則
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市規則第118号
横須賀市給食条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。
令和3年9月27日
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市給食条例の一部の施行期日を定める規則
横須賀市給食条例(平成29年横須賀市条例第27号)第3条の規定の施行期日は、令和3年9月29日とする。

告 示

横須賀市告示第183号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。
令和3年9月27日

- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
 - 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
横須賀応援ふるさと納税(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)
 - 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第184号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和3年9月27日
横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年9月1日	ヘルパーステーションおはな	横須賀市浦賀1丁目8番11号2階	居宅介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅 人
同	ヘルパーステーションおはな	横須賀市浦賀1丁目8番11号2階	重度訪問介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅 人

横須賀市告示第 185 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者とし

て指定しました。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年9月1日	さくらんぼステップ	横須賀市鴨居1丁目37番12号	放課後等デイサービス	横須賀市鴨居二丁目4番11号 株式会社ウィズF T 代表取締役 藤 田 みち子

横須賀市告示第 186 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	6	米が浜通1丁目、三春町3丁目及び野比4丁目地内	令和3年8月2日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	1	二葉1丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 187 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和3年8月2日から同月31日まで	67	3	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	35	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

同	3	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	18	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	0	湘南鷹取2丁目、日の出町1丁目・2丁目、米が浜通2丁目、三春町2丁目・3丁目、公郷町1丁目・2丁目、平作7丁目、馬堀海岸3丁目及び久里浜7丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	0	1	横須賀駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	県立大学駅自転車等駐車場	同
同	2	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	同
同	0	1	北久里浜駅第3自転車等駐車場	同
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

公 告

横須賀市公告第170号 (令和3年9月14日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
-----	-----	-----

令和3年度	固定資産税 都市計画税	定期賦課分
-------	----------------	-------

(別紙略)

~~~~~

**横須賀市公告第171号** (令和3年9月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目            | 備 考                             |
|-------|----------------|---------------------------------|
| 令和3年度 | 介護保険料<br>納入通知書 | 6月分から8月分までの納期限は、令和3年9月30日に変更する。 |

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第172号 (令和3年9月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
-----	-----	-----	-------

令和3年度	介護保険料	6月分	令和3年7月30日
-------	-------	-----	-----------

(別紙略)

横須賀市公告第173号 (令和3年9月14日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月14日

横須賀市長 上地 克明

年度	種別	備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	7月分及び8月分の納期限は、令和3年9月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第174号 (令和3年9月14日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月14日

横須賀市長 上地 克明

年度	種別	発付年月日
令和3年度	後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書	令和3年7月16日

(別紙略)

横須賀市公告第175号 (令和3年9月17日 掲示済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月17日

横須賀市長 上地 克明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年11月29日 令1開第11号	令和3年9月10日 令3第6号	横須賀市池田町6丁目75番4	横須賀市日の出町一丁目1番地 株式会社横和工務店 代表取締役 山下和志

横須賀市公告第176号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。

令和3年9月27日

横須賀市長 上地 克明

- 1 予防接種の対象者 次のいずれかに該当する方
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所及び実施期間

実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

実施期間 令和3年10月1日から令和4年1月31日まで
- 3 接種不適当者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

 - (1) 明らかな発熱を呈している方
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明かな方
 - (4) 当該疾病に係る予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方
 - (5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 4 料金

2,000円（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は、無料）

横須賀市公告第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和3年9月27日

横須賀市長 上地 克明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
横須賀都市計画生産緑地地区	横須賀市平作5丁目地内 横須賀市衣笠町地内 横須賀市西浦野5丁目地内 横須賀市佐原5丁目地内 横須賀市津久井3丁目地内 横須賀市秋谷1丁目地内 横須賀市佐島1丁目地内

横須賀市公告第178号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年9月27日

横須賀市長 上地 克明
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目1319番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目17番4号
株式会社アグリシェアビレッジ
代表取締役 原田大志
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井 2 丁目13番11号
沼 田 征 勝

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目1143番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 6 番25号
岸 定 男
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市港南区日野中央 1 丁目18番20号
小 林 作 平

記の 3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字明ノ町 341 番 2 並びに須軽谷字中ノ町
468 番及び 469 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長沢 6 丁目 8 番 8 号
齊 藤 みゆき

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 309 番地
廣 川 敏 幸
廣 川 清 子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第41号

平成30年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定
下水道工事店オカモト総合設備株式会社は、次のとおり代表者
を変更しました。

令和3年9月27日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 241	オカモト総合設備株式会社	岡 本 貴 士	岡 本 直 樹	横浜市瀬谷区竹村町19番地 3

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第17号 (令和3年9月1日 掲 示 済)

横須賀市生涯学習センター (図書室を除く。)は、感染症の
感染の拡大を防止するため、令和3年9月1日から当分の間、
供用を休止します。

令和3年9月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会告示第18号 (令和3年9月6日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和3年9月6日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年9月9日午後2時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 令和4年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定について
 - (2) 令和4年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の
幼児及び生徒募集要項制定について

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第45号 (令和3年9月1日 掲 示 済)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条
第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律
第59号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有
する方の総数の50分の 1 の数は、6,764です。

令和3年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第46号 (令和3年9月1日 掲 示 済)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第76条第 1 項、第80条第
1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組
織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162 号) 第 8 条第 1

項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数は、112,730
です。

令和3年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第47号 (令和3年9月1日 掲 示 済)

市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律第59号) 第
4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する方の総
数の 6 分の 1 の数は、56,365です。

令和3年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫